平成２１年（フ）第３０８号
宮崎県日向市大字財光寺1429番地
債務者　谷岡　　恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２１年（フ）第４５４号
鹿児島県鹿児島市西坂元町70番３号
債務者　桑畑　俊則
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９０号
鹿児島県鹿児島市坂之上４丁目13番１号
債務者　岩川　重隆
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第７９３号
鹿児島県日置市伊集院町郡2015番地４
債務者　善福　高司
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８０７号
鹿児島県鹿児島市城西２丁目７番15号　城西ハイツ203号
債務者　引地健一郎
1　決定年月日時　平成21年12月15日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
群馬県伊勢崎市小泉町245番地12　サンパティークⅢ103
債務者　小谷野隆治（旧姓上村）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第５９５号
群馬県前橋市六供町１丁目９番地８
債務者　木村　知紗
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６２０号
群馬県伊勢崎市堀口町225番地１　シティーハイツハイビスカスＡ112
債務者　大貫　　賢
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６３７号
群馬県前橋市元総社町88番地
債務者　今泉美栄子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６６７号
群馬県伊勢崎市平和町５番３号
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７３号
群馬県前橋市天川町1620番地１　ＲＦ―103号
債務者　黒川　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６７６号
群馬県渋川市八木原848番地１
債務者　福島　秀人
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６８２号
群馬県伊勢崎市茂呂町１丁目34番地２
債務者　宮島　裕樹
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６８５号
群馬県前橋市下細井町349番地１　Ｅ―99号
債務者　石川　勝之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６８６号
群馬県伊勢崎市韮塚町317番地４
債務者　金井　浩三
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６８７号
群馬県伊勢崎市韮塚町317番地４
債務者　金井　光昭
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６８８号
群馬県伊勢崎市中町21番地２　メルシャン中町14
債務者　内田　啓司
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所

平成２１年（フ）第６９１号
群馬県前橋市山王町１丁目28番地４　武藤ハイツ１号
債務者　渡辺きよ子
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
前橋地方裁判所